

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年11月29日
【届出者の氏名又は名称】	日本郵船株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
【電話番号】	(03) 3284 - 5151
【事務連絡者氏名】	経営企画本部 経営委員 企画グループ長 山本 昌平
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	日本郵船株式会社 (東京都千代田区丸の内二丁目3番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、日本郵船株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、郵船ロジスティクス株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注8) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された会社であり、その役員のほとんどが米国外の居住者であることなどから、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社又はその役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社及びその子会社・関連会社をして米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保証はありません。
- (注9) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。本書において言及される財務諸表は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会社の財務諸表と同等のものとは限りません。
- (注10) 本書中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関係会社を含む関係者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時時点で公開買付者が有する情報を基に作成され

たものであり、法令で義務づけられている場合を除き、公開買付者又はその関係会社を含む関係者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

- (注11) 公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人(それらの関係会社を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14e-5(b)(12)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行ったファイナンシャル・アドバイザー又は公開買付代理人の英語のホームページ(又はその他の公開方法)においても開示が行われます。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年11月1日付で提出した公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

1 株券等の所有状況

- (1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計
- (3) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）
- (4) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）
 - 特別関係者
 - 所有株券等の数

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	252,679 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	252,679		
所有株券等の合計数	252,679		
(所有潜在株券等の合計数)	(-)		

(注1) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数の合計1,329個を含めております。かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 特別関係者である対象者は、平成29年9月30日現在、対象者株式51,798株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

(訂正後)

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	252,898 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	252,898		
所有株券等の合計数	252,898		
(所有潜在株券等の合計数)	(-)		

(注1) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数の合計1,548個を含めております。かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 特別関係者である対象者は、平成29年9月30日現在、対象者株式51,798株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】
(訂正前)

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,329 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	1,329	-	-
所有株券等の合計数	1,329	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 特別関係者である対象者は、平成29年9月30日現在、対象者株式51,798株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数の合計1,329個を含めております。かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成29年11月1日現在）（個）(g)」に含めておりません。

(訂正後)

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,548 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	1,548	-	-
所有株券等の合計数	1,548	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 特別関係者である対象者は、平成29年9月30日現在、対象者株式51,798株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数の合計1,548個を含めております。かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成29年11月1日現在）（個）(g)」に含めておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(訂正前)

< 前略 >

(平成29年11月 1 日現在)

氏名又は名称	平田 勝久
住所又は所在地	Unit 501, Bayon Supermarket <u>Bulding</u> , #33-34, Street 114, Sangkat Monorom, Khan 7 Makara, Phnom Penh, Cambodia (YUSEN LOGISTICS (CAMBODIA) CO., LTD. 所在地)
職業又は事業の内容	Managing Director of YUSEN LOGISTICS (CAMBODIA) CO., LTD.
連絡先	連絡者 郵船ロジスティクス株式会社 総務部 近藤 操 / 廣木 祐介 連絡場所 東京都港区芝公園二丁目11番 1 号 電話番号 03-6703-8111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(訂正後)

< 前略 >

(平成29年11月 1 日現在)

氏名又は名称	平田 勝久
住所又は所在地	Unit 501, Bayon Supermarket <u>Bulding</u> , #33-34, Street 114, Sangkat Monorom, Khan 7 Makara, Phnom Penh, Cambodia (YUSEN LOGISTICS (CAMBODIA) CO., LTD. 所在地)
職業又は事業の内容	Managing Director of YUSEN LOGISTICS (CAMBODIA) CO., LTD.
連絡先	連絡者 郵船ロジスティクス株式会社 総務部 近藤 操 / 廣木 祐介 連絡場所 東京都港区芝公園二丁目11番 1 号 電話番号 03-6703-8111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成29年11月 1 日現在)

氏名又は名称	Mario Cavallucci
住所又は所在地	Theodorstr. 299, 40472 Düsseldorf (Yusen Logistics (Deutschland) GmbH所在地)
職業又は事業の内容	Managing Director of Yusen Logistics (Deutschland) GmbH
連絡先	連絡者 郵船ロジスティクス株式会社 総務部 近藤 操 / 廣木 祐介 連絡場所 東京都港区芝公園二丁目11番 1 号 電話番号 03-6703-8111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成29年11月1日現在)

氏名又は名称	塩田 利和
住所又は所在地	Gamsonovskiy pereulok, 5, build.2 Moscow, Russia (Yusen Logistics RUS LLC 所在地)
職業又は事業の内容	Deputy GD of Yusen Logistics RUS LLC
連絡先	連絡者 郵船ロジスティクス株式会社 総務部 近藤 操/廣木 祐介 連絡場所 東京都港区芝公園二丁目11番1号 電話番号 03-6703-8111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成29年11月1日現在)

氏名又は名称	水谷 清
住所又は所在地	茨城県つくば市谷田部3735-1 (郵船ロジスティクスつくば株式会社所在地)
職業又は事業の内容	郵船ロジスティクスつくば株式会社 代表取締役社長
連絡先	連絡者 郵船ロジスティクス株式会社 総務部 近藤 操/廣木 祐介 連絡場所 東京都港区芝公園二丁目11番1号 電話番号 03-6703-8111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成29年11月1日現在)

氏名又は名称	矢多 正人
住所又は所在地	No.517, Block B Al Hudaiba Awards Building P.O.Box 103846, Dubai United Arab Emirates (Yusen Logistics (Middle East) L.L.C.所在地)
職業又は事業の内容	Managing Director of Yusen Logistics (Middle East) L.L.C.
連絡先	連絡者 郵船ロジスティクス株式会社 総務部 近藤 操/廣木 祐介 連絡場所 東京都港区芝公園二丁目11番1号 電話番号 03-6703-8111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成29年11月1日現在)

氏名又は名称	前野 宏和
住所又は所在地	9F-10F, Longemont Yes Tower, No.369 Kaixuan Rd, Shanghai,P.R.China (Beijing Yusen Freight Service Co.,Ltd.所在地)
職業又は事業の内容	Director of Beijing Yusen Freight Service Co.,Ltd.
連絡先	連絡者 郵船ロジスティクス株式会社 総務部 近藤 操/廣木 祐介 連絡場所 東京都港区芝公園二丁目11番1号 電話番号 03-6703-8111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成29年11月1日現在)

氏名又は名称	原 秀則
住所又は所在地	Taurusavenue 27A, Beukenhorst Zuid 2132 LS Hoofddorp The Netherlands (Yusen Logistics (Europe) B.V.所在地)
職業又は事業の内容	Director of Yusen Logistics (Europe) B.V.
連絡先	連絡者 郵船ロジスティクス株式会社 総務部 近藤 操/廣木 祐介 連絡場所 東京都港区芝公園二丁目11番1号 電話番号 03-6703-8111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成29年11月1日現在)

氏名又は名称	中川 貴輔
住所又は所在地	9F-10F, Longemont Yes Tower, No.369 Kaixuan Rd, Shanghai, P.R.China (Yusen Logistics (China) Co., Ltd.所在地)
職業又は事業の内容	Auditor of Yusen Logistics (China) Co., Ltd.
連絡先	連絡者 郵船ロジスティクス株式会社 総務部 近藤 操/廣木 祐介 連絡場所 東京都港区芝公園二丁目11番1号 電話番号 03-6703-8111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成29年11月1日現在)

氏名又は名称	清水 哲弘
住所又は所在地	栃木県宇都宮市下桑島町1200-20 (郵船ロジスティクス北関東株式会社所在地)
職業又は事業の内容	郵船ロジスティクス北関東株式会社 取締役 郵船ロジスティクスつくば株式会社 取締役 郵船ロジスティクス東北株式会社 取締役
連絡先	連絡者 郵船ロジスティクス株式会社 総務部 近藤 操/廣木 祐介 連絡場所 東京都港区芝公園二丁目11番1号 電話番号 03-6703-8111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成29年11月1日現在)

氏名又は名称	西本 和嗣
住所又は所在地	千葉県山武郡芝山町岩山1340-49 (郵船ロジテック株式会社所在地)
職業又は事業の内容	郵船ロジテック株式会社 取締役
連絡先	連絡者 郵船ロジスティクス株式会社 総務部 近藤 操/廣木 祐介 連絡場所 東京都港区芝公園二丁目11番1号 電話番号 03-6703-8111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成29年11月1日現在)

氏名又は名称	松本 昭浩
住所又は所在地	9F-10F, Longemont Yes Tower, No.369 Kaixuan Rd, Shanghai,P.R.China (Beijing Yusen Freight Service Co.,Ltd.所在地)
職業又は事業の内容	Chairman of Beijing Yusen Freight Service Co.,Ltd.
連絡先	連絡者 郵船ロジスティクス株式会社 総務部 近藤 操/廣木 祐介 連絡場所 東京都港区芝公園二丁目11番1号 電話番号 03-6703-8111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成29年11月1日現在)

氏名又は名称	遠藤 明
住所又は所在地	Landview Center (14F), 28 North C/A, Gulshan 2, Dhaka 1212, Bangladesh (Yusen Logistics (Bangladesh) Ltd.所在地)
職業又は事業の内容	Director of Yusen Logistics (Bangladesh) Ltd.
連絡先	連絡者 郵船ロジスティクス株式会社 総務部 近藤 操/廣木 祐介 連絡場所 東京都港区芝公園二丁目11番1号 電話番号 03-6703-8111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成29年11月1日現在)

氏名又は名称	矢藤 行史
住所又は所在地	16-17F., 361(DMC Iaan Sangam), World Cup buk-ro, Mapo-gu, Seoul, 03908, Korea (Yusen Logistics (Korea) Co.,Ltd.所在地)
職業又は事業の内容	President of Yusen Logistics (Korea) Co.,Ltd.
連絡先	連絡者 郵船ロジスティクス株式会社 総務部 近藤 操/廣木 祐介 連絡場所 東京都港区芝公園二丁目11番1号 電話番号 03-6703-8111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成29年11月1日現在)

氏名又は名称	宮嶋 久国
住所又は所在地	6 East 39th Street Suite 305 New York, NY 10016, U.S.A. (YUSEN TRAVEL (U.S.A.), INC.所在地)
職業又は事業の内容	Director of YUSEN TRAVEL (U.S.A.), INC.
連絡先	連絡者 郵船ロジスティクス株式会社 総務部 近藤 操/廣木 祐介 連絡場所 東京都港区芝公園二丁目11番1号 電話番号 03-6703-8111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】
(訂正前)

< 前略 >

榎本 浩人

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	26 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	26	-	-
所有株券等の合計数	26	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 榎本浩人は、小規模所有者に該当しますので、榎本浩人の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

川田 和男

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	0	-	-
所有株券等の合計数	0	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 川田和男は、対象者株式40株を所有しておりますが、議決権の数が1個に満たないため、上記「所有する株券等の数」に含めておりません。

清水 洋

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	24 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	24	-	-
所有株券等の合計数	24	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 清水洋は、小規模所有者に該当しますので、清水洋の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

山田 貴久

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	7 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	7	-	-
所有株券等の合計数	7	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 山田貴久は、小規模所有者に該当しますので、山田貴久の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

< 中略 >

矢内 伸弘

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	5 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	5	-	-
所有株券等の合計数	5	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 矢内伸弘は、小規模所有者に該当しますので、矢内伸弘の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

< 中略 >

磯崎 拓也

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	9 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	9	-	-
所有株券等の合計数	9	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 磯崎拓也は、小規模所有者に該当しますので、磯崎拓也の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

< 中略 >

大村 哲

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	2	-	-
所有株券等の合計数	2	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式290株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数2個を含めております。

(注2) 大村哲は、小規模所有者に該当しますので、大村哲の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

平田 勝久

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	4(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	4	-	-
所有株券等の合計数	4	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式445株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数4個を含めております。

(注2) 平田勝久は、小規模所有者に該当しますので、平田勝久の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(訂正後)

<前略>

榎本 浩人

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	27 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	27	-	-
所有株券等の合計数	27	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の従業員持株会における持分に相当する対象者株式113株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数1個を含めております。

(注2) 榎本浩人は、小規模所有者に該当しますので、榎本浩人の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

川田 和男

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	4 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	4	-	-
所有株券等の合計数	4	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の従業員持株会における持分に相当する対象者株式449株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数4個を含めております。

(注2) 川田和男は、小規模所有者に該当しますので、川田和男の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

清水 洋

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	46 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	46	-	-
所有株券等の合計数	46	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の従業員持株会における持分に相当する対象者株式2,278株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数22個を含めております。

(注2) 清水洋は、小規模所有者に該当しますので、清水洋の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

山田 貴久

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	25 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	25	-	-
所有株券等の合計数	25	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 山田貴久は、対象者の従業員持株会における持分に相当する対象者株式43株(小数点以下切捨て)を所有しておりますが、議決権の数が1個に満たないため、上記「所有する株券等の数」に含めておりません。

(注2) 山田貴久は、小規模所有者に該当しますので、山田貴久の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

< 中略 >

矢内 伸弘

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	26 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	26	-	-
所有株券等の合計数	26	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の従業員持株会における持分に相当する対象者株式2,198株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数21個を含めております。

(注2) 矢内伸弘は、小規模所有者に該当しますので、矢内伸弘の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

< 中略 >

磯崎 拓也

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	27 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	27	-	-
所有株券等の合計数	27	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の従業員持株会における持分に相当する対象者株式1,857株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数18個を含めております。

(注2) 磯崎拓也は、小規模所有者に該当しますので、磯崎拓也の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

< 中略 >

大村 哲

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	2	-	-
所有株券等の合計数	2	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の従業員持株会における持分に相当する対象者株式290株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数2個を含めております。

(注2) 大村哲は、小規模所有者に該当しますので、大村哲の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

平田 勝久

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	4(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	4	-	-
所有株券等の合計数	4	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の従業員持株会における持分に相当する対象者株式445株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数4個を含めております。

(注2) 平田勝久は、小規模所有者に該当しますので、平田勝久の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

Mario Cavallucci

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	1	-	-
所有株券等の合計数	1	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) Mario Cavallucciは、小規模所有者に該当しますので、Mario Cavallucciの「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

塩田 利和

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	30(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	30	-	-
所有株券等の合計数	30	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の従業員持株会における持分に相当する対象者株式3,037株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数30個を含めております。

(注2) 塩田利和は、小規模所有者に該当しますので、塩田利和の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

水谷 清

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	15 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	15	-	-
所有株券等の合計数	15	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の従業員持株会における持分に相当する対象者株式1,599株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数15個を含めております。

(注2) 水谷清は、小規模所有者に該当しますので、水谷清の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

矢多 正人

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	12 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	12	-	-
所有株券等の合計数	12	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の従業員持株会における持分に相当する対象者株式1,279株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数12個を含めております。

(注2) 矢多正人は、小規模所有者に該当しますので、矢多正人の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

前野 宏和

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	11(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	11	-	-
所有株券等の合計数	11	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の従業員持株会における持分に相当する対象者株式1,199株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数11個を含めております。

(注2) 前野宏和は、小規模所有者に該当しますので、前野宏和の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

原 秀則

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	9(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	9	-	-
所有株券等の合計数	9	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の従業員持株会における持分に相当する対象者株式908株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数9個を含めております。

(注2) 原秀則は、小規模所有者に該当しますので、原秀則の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

中川 貴輔

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	1	-	-
所有株券等の合計数	1	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の従業員持株会における持分に相当する対象者株式173株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数1個を含めております。

(注2) 中川貴輔は、小規模所有者に該当しますので、中川貴輔の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

清水 哲弘

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	14(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	14	-	-
所有株券等の合計数	14	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の従業員持株会における持分に相当する対象者株式1,498株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数14個を含めております。

(注2) 清水哲弘は、小規模所有者に該当しますので、清水哲弘の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

西本 和嗣

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	18 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	18	-	-
所有株券等の合計数	18	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の従業員持株会における持分に相当する対象者株式1,825株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数18個を含めております。

(注2) 西本和嗣は、小規模所有者に該当しますので、西本和嗣の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

松本 昭浩

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	8 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	8	-	-
所有株券等の合計数	8	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の従業員持株会における持分に相当する対象者株式806株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数8個を含めております。

(注2) 松本昭浩は、小規模所有者に該当しますので、松本昭浩の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

遠藤 明

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	6(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	6	-	-
所有株券等の合計数	6	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の従業員持株会における持分に相当する対象者株式678株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数6個を含めております。

(注2) 遠藤明は、小規模所有者に該当しますので、遠藤明の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

矢藤 行史

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	5(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	5	-	-
所有株券等の合計数	5	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の従業員持株会における持分に相当する対象者株式503株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数5個を含めております。

(注2) 矢藤行史は、小規模所有者に該当しますので、矢藤行史の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

宮嶋 久国

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	5 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	5	-	-
所有株券等の合計数	5	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の従業員持株会における持分に相当する対象者株式591株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数5個を含めております。

(注2) 宮嶋久国は、小規模所有者に該当しますので、宮嶋久国の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。